

重 要

平成20年12月23日

会員各位

JU静岡オートオークション
流通委員会

会員規約 一部変更・追加のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成21年1月6日（火）オークション開催分より、会員規約の一部事項につきまして、下記内容にて実施させていただきますのでご案内申し上げます。

会員様の皆様におかれましては変更の内容を充分にご理解の上、当オークションへご参加を賜りたくお願い申し上げます。

今後ともより一層のご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

規約変更事項

第8章 クレーム規約 第5条 クレーム受付期間

4. ⑤メーター改ざん・交換発覚した場合：開催日より6ヶ月以内

→→→ メーター改ざん・交換発覚した場合：開催日より6ヶ月以内（車検証・記録簿等から判明した場合は、書類発送後1ヵ月以内）

第9章 車両検査 （表）走行距離の扱い

・走行距離の表示は現オドメーターを記入する。

→→→ 走行距離の表示は現オドメーターを記入する。（メーター交換車は、交換前・後の合算距離数を記入し「\$」マークを付記する。注意事項欄に「メーター交換車」「交換を行った日付」「交換前の走行距離数」「中古メーターの場合は、交換時の中古メーター表示距離数」を記入する。但し、交換を証明する記録簿等がない場合は「改ざん車」扱いとなる為、「*」マークを付記する。）

【記入例】

走行距離計が30,000kmで故障し、20,000kmの中古メーターに交換し、出品時の走行距離計が50,000kmを表示している出品車の記入方法は？

・走行距離数記入欄には「\$」マークを付けて60,000kmと記入する。

・注意事項欄には「メーター交換車」と記入し、「交換を行った日付」、「交換前の走行距離数」、「交換時の中古メーター表示走行距離数」を記入する。

※条文にも示してあるとおり、認証・指定工場で交換されたことを証する書面があり、整備点検記録簿など客観的に証明できる書面があることが条件となります。

・オドメーターが5桁の場合は注意事項にその旨を記入する。

→→→ オドメーターが5桁の場合は注意事項にその旨を記入する。（メーター1周回りの場合は、合算距離数を走行距離記入欄へ記入する。「#」マークの記入は不要です。）

※「クレーム一覧表」、「クレーム処理基準表」の変更、追加については、別表をご参照下さい。